

## 広島県告示第八百三十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によつて、地方港湾須波港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和六年十二月二日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和六年九月二日

須波港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 地方港湾須波港放置等禁止区域

#### 1 区域の範囲

基点一から基点六までの各点を順次結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

#### 2 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 三原市沖浦町の国土地理院二等三角点「畠」（北緯三四度二三分〇六秒〇三

六三、東経一三三度〇四分二一秒四六〇二、標高四四四・八五メートル）

基点一 基準点から一八度二三分五六秒の方向一、一八五・〇〇メートルの点

基点二 基点一から九〇度〇三分二七秒の方向一六一・七九メートルの点

基点三 基点二から一八〇度四一分五九秒の方向一三三・九八メートルの点

基点四 基点三から一八五度一四分一三秒の方向二七二・八五メートルの点

基点五 基点四から一九三度三二分三〇秒の方向一三九・六二メートルの点

基点六 基点五から二八三度三二分三〇秒の方向二〇八・六一メートルの点

### 二 地方港湾須波港放置等禁止物件

全ての船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物